

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年12月25日（火）第3480号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規 則

- 鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（※）（都市計画課取扱い） 1  
○鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 3

## 規 則

鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第43号

鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県屋外広告物条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第144号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第6条第2項第2号中「条例第19条第1項の規定により管理者を届け出ている」を「条例第12条の2第3項の規定により点検の結果を報告しなければならない」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（点検）

第9条の2 条例第12条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、第11条の2第1項第1号に掲げるものとする。

2 条例第12条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第11条の2第1項各号に掲げるもの以外のものであつて条例の規定による許可に係るものとする。

3 条例第12条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第19条の11第1項第3号に掲げる者

(2) 第15条第2項各号に掲げる者

(3) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習を修了した者

別記第6号様式添付書類5中「管理者の設置が必要な広告物等」を「点検結果の報告が必要な広告物等（表示面積が10平方メートルを超え、又は高さが4メートルを超えるもの）」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第6条関係）

安全点検結果報告書						
鹿児島県知事 殿						年 月 日
報告者 住所（〒 ） 氏名 電話番号						印
屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の安全点検を実施したので、次のとおり報告します。						
広告物の種類			数 量	個（枚）		
形状及び寸法	1 個（枚）当たり 縦 m 横 m 表示面数 表示面積 m <sup>2</sup> 地上からの高さ m					
表示又は設置の場所	市 町 字 番地 郡 村 丁目 番 号					
表示又は設置の年月日	年 月 日					
現在の許可の状況等	当初許可年月日	年 月 日				
	現在の許可番号	第 号				
	現在の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 間）				
点検年月日	年 月 日					
点検者	氏 名					
	住 所					
	電 話 番 号					
	資 格 名 称					
点検箇所	点検項目	異常の有無	異常がある場合の対応			改善の概要
			経過観察	要改善	即時修理	
上 基 部 礎 構 部 造 ・	1 上部構造全体の傾斜，ぐらつき	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 基礎のクラック，支柱と根巻きとの隙間，支柱ぐらつき	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 鉄骨のさび発生，塗装の老朽化	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
支 持 部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食，変形，隙間	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 鉄骨接合部（ボルト，ナット，ビス）のゆるみ，欠落	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食，変形	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 溶接部の劣化，コーキングの劣化等	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広 告 板	1 表示面板・切り文字等の腐食，破損，変形，ビス等の欠落	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 側板，表示面板押さえの腐食，破損，ねじれ，変形，欠損	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 広告板底部の腐食，水切り孔の詰まり	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯，不発光	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 照明装置の取付部の破損，変形，さび，漏水	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 周辺機器の劣化，破損	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
そ の 他	1 附属部材（装飾，振れ止め棒，鳥よけ，その他附属品）の腐食，破損	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 避雷針の腐食，損傷	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 その他点検した事項（ ）	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
備 考	1 この報告書は，屋外広告物更新許可申請書に添えて提出してください。 2 表示面積が10平方メートルを超え，又は高さが4メートルを超える屋外広告物について，この報告書を提出してください。 3 氏名を自筆で記入したときは，押印を省略することができます。 4 広告物等の種類により，該当する点検箇所・点検項目がない場合は，「改善の概要」の欄に斜線を引いてください。					

別記第16号様式の6備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第16号様式の6の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県規則第44号**

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「 サービス付き高齢者向け住宅事業登録又は登録の更新申請手数料  
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料 」 を

「 サービス付き高齢者向け住宅事業登録又は登録の更新申請手数料 」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。